

## 現場代理人の常駐の取扱いについて

### 1 現場代理人の常駐義務付け

請負契約約款第 10 条第 2 項及び鳥取県建設工事執行規則（昭和 48 年鳥取県規則第 66 号）第 31 条第 2 項では、現場代理人の工事現場への常駐を義務付けている。

ここでいう「常駐」とは、当該工事のみを担当していることだけでなく、さらに作業期間中、特別の理由がある場合を除き常に工事現場に滞在していることを意味するものであり、現場代理人は、施工上必要とされる労務管理、工程管理、安全管理その他の管理行為のほか、工事現場の風紀の維持等を行うものとする。

「作業期間中」とは、工事を施工する従事期間であり、工事中止（休止）期間を含まない。ただし、工事の部分中止期間は常駐する必要がある。

### 2 常駐が免除される場合

上記 1 の「特別な理由」とは、次のような理由をいい、このような場合は、現場代理人は現場を離れても良いものとする。ただし、現場を離れる時間は必要最低限となるように努め、長くとも 1 日以内とするものとする。

なお、現場代理人は、現場を離れる前に行き先、帰場予定時刻を会社又は当該現場のその他の職員に伝えるものとする。

当該工事に関する発注者、関係機関等との協議・打合せ等

工事施工上、やむを得ず工事現場を離れる場合

(例)・材料調達にあたり、材料の存置箇所に行き直接品質確認するような場合

・発生土の流用先の現場状況を把握するため他現場へ行く必要がある場合

### 3 その他やむを得ず現場を離れる場合の対処方法

次のような事情から、やむを得ず 1 日を越えて工事現場を離れなければならない場合で、この期間に主任技術者（監理技術者）も工事現場に滞在できない場合は、現場代理人は事前に滞在できない理由、代役の氏名、連絡方法等を監督員に報告し、発注者、監督員からの連絡事項に対していつでも対応できるようにするものとする。

この場合の代役は、当該工事現場の運営、取締りを行うものとするが、請負契約約款第 10 条第 2 項で定めるその他の権限は行使することはできないものとする。

なお、産前産後休暇、病気療養等により現場代理人の不在が長期にわたる場合は、現場代理人の変更を行うものとする。

子の看護休暇や生理休暇等の法定休暇、忌引等の慶弔休暇又は病気休暇のように作業期間中にもかかわらず取得が必要な休暇の場合

研修を受講する場合

現場責任者会議（職長会議）等のように会社が開催する会議に出席する場合